

焼津市立総合病院使用料及び手数料条例 (別表 2 抜粋)

種別	単位	金額	摘要
文書料			
死亡診断書	1 通	3,300円	管理者が定める様式による
一般診断書	1 通	1,650円	
診断書及び意見書			
簡易なもの	1 通	3,300円	年金及び身体障害者認定に使用する診断書など
複雑なもの	1 通	5,500円	生命保険、自動車損害賠償責任保険及び裁判に使用する診断書など
極めて複雑なもの	1 通	8,800円	
療養費明細証明書	1 通	4,400円	自動車損害賠償責任保険に使用する証明書
治療証明書	1 通	550円	学校提出用
その他の証明書			
簡易なもの	1 通	1,100円	
複雑なもの	1 通	3,300円	
極めて複雑なもの	1 通	5,500円	
死体検案書	1 通	5,500円	
面談料	1 件	30分以内 5,500円 30分を超える 場合 11,000円	生命保険及び自動車損害賠償責任保険等の病状調査のための面談料
セカンドオピニオン料	1 件	1 時間以内 11,000円	ただし1時間を超える場合には、15分以内につき2,750円を加算する。
個室料			入室の日及び退室の日は、それぞれ1日として算定する。
特別室	1 日	13,200円	
個室新A	1 日	5,500円	
個室A	1 日	4,400円	
個室新B	1 日	4,400円	
個室B	1 日	3,300円	
個室C	1 日	1,650円	
死体検案料	1 体	5,500円	

死後処置料			
一般的なもの	1 体	5,500円	
外科的処置等を行つたもの	1 体	11,000円	
分べん料			1 診療報酬の算定方法に掲げる療養（以下「療養」という。）を伴わない分べんに係るものとし、分べんした時刻により区分する。
時間内	1 回	100,000円	
時間外	1 回	140,000円	
深夜又は休日	1 回	160,000円	
多胎分べん加算	1 児を増すごと	50,000円	2 それぞれの種別に応じて定める金額に産科医療補償制度の掛金に相当する額を加算する。
分べん介助料			1 診療報酬の算定方法に掲げる療養（以下「療養」という。）を伴わない分べんに係るものとし、分べんした時刻により区分する。
時間内	1 回	100,000円	
時間外	1 回	140,000円	
深夜又は休日	1 回	160,000円	
多胎分べん加算	1 児を増すごと	50,000円	2 それぞれの種別に応じて定める金額に産科医療補償制度の掛金に相当する額を加算する。
新生児介補料	1 日	6,000円	新生児が入院による療養を伴う場合を除く。
付添寝具使用料	1 組	275円	貸出日又は返却日はそれぞれ 1 日として算定する。
自費診察料	自費診療に係る療養に要する費用の額は、第2条第1号により算定した額に1.5を乗じた額とする。		
特別初診料	1 回	7,700円	特別初診料とは、他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く初診に対する特別の料金をいう。
特別再診料	1 回	3,300円	特別再診料とは、他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く再診に対する特別の料金をいう。

健康診断料	診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表（以下この表において「算定方法別表」という。）に定める初診時基本診療料を基準として別に定める額。ただし、レントゲン撮影又は検査を行ったときは、算定方法別表において定められた額を加算した額 なお、特別の協定のある者に係る療養に要する費用は、その定めるところによる。
胃集団検診、乳がん検診及び子宮がん検診等検診料	算定方法別表により算定した額を基準として別に定める額
人間ドック	算定方法別表により算定した額を基準として別に定める額
上記以外のもの	管理者が別に定める額

備考1 「時間内」とは病院の診療時間、「時間外」とは病院の診療時間以外の時間で深夜及び休日でない時間、「深夜」とは午後10時から翌日の午前6時までの時間、「休日」とは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

2 「産科医療補償制度」とは、分べんに関連して重度脳性まひとなった児及びその家族の経済的負担を補償する制度であって、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営するものをいう。